コミュニティ・スクールの導入について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の６において、学校ごとに学校運営協議会を設置することが教育委員会における努力目標として示されており、2020年度に開校する２つの統合校で先行実施し、その成果や検証をもって2021年度に一斉に導入するものとする。

① 導入時において、中学校区を構成する小学校が１校の場合は、小中で密接な連携を図ることで学校運営協議会の効率的な運営、一貫した取組が可能なことから、１つの学校運営協議会として設置できるよう進めていく。（導入時から合同で進めることが望ましいが、合同に向けた準備期間を持つことも可とする。）

また、小学校が複数校ある中学校区においても、導入時は各校で学校運営協議会を設置し、導入後の検証により２以上の学校運営協議会を１つにする判断は妨げない。

② コミュニティ・スクール導入校は、学校運営協議会の設置により、学校運営に対する地域住民の声の反映や参画が効果的に図られるよう、地域の実態に応じた組織体制や役割を検討し、準備を進める。

③ 導入にあたっては、先行実施校の状況を検証し、市教委は必要な見直しを行う。

■コミュニティ・スクールの導入予定

学校名		2020年度	2021年度
石狩中学校区	石狩八幡小学校	● →	
	生振小学校		●
	石狩中学校		●
花川中学校区	花川小学校		●
	双葉小学校		●
	緑苑台小学校		●
	花川中学校		●
花川南中学校区	花川南小学校		●
	花川南中学校		●
花川北中学校区	双葉小学校（一部）	＼	＼
	紅南小学校		●
	花川北中学校		●
樽川中学校区	南線小学校		●
	樽川中学校		●
浜益中学校区	浜益小学校		●
	浜益中学校		●
義務教育学校	厚田学園	● →	

注１）網掛けは、１つの学校運営協議会を置く予定の学校を示す。

● 新学習指導要領と「社会に開かれた教育課程」

平成 29 年３月に告示された学習指導要領は、新たに前文を設け「これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる」とし、「社会に開かれた教育課程」にすることの重要性を指摘している。

● 導入状況（H30.9.1 時点）

・全道　　97 市町村（札幌市を除く。内、52 市町村が全校で導入）
452 校（幼稚園、認定こども園、高校・特別支援学校を含む）
※北海道通信 H30.11.13 より

・石狩管内　　江別市・当別町・新篠津村　・・・　全校（H29～）
千歳市　・・・　３校（H29～）　※以後順次予定
恵庭市　・・・　３校（H29～）　※2021 年迄に全校予定
北広島市・・・　２校（H25～）　※１小・１中の合同

● 導入に向けた準備、課題

・関係規則の整備
⇒　委員について、委嘱・任命は市教委。人数、任期、報酬などをどうするか。
⇒　各校の実状やニーズ、課題に応じた枠組み、やり方で運営できるように。

・地域主体による具体的な取組の展開

①各校の実状やニーズ、課題の把握　→　②企画（段取り）　→　③具体事業の実施

例えば、
登下校の見守り、環境美化、放課後の居場所づくり、
学習支援、教員の負担軽減・・・

“ 学校ではなく、地域が主体 ”
・ボランティア
・コーディネーター　　所要の予算措置（市教委）
高い専門性が必要
人材発掘が難しい･･･市教委のサポート

④反省・評価

・既存の制度や事業等を整理し、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）への一本化
⇒　学校支援員、学校評議員等を廃止し、学校運営協議会委員へ移行。
⇒　学校支援地域本部事業等、既存の事業や取組をどう融合していくか。

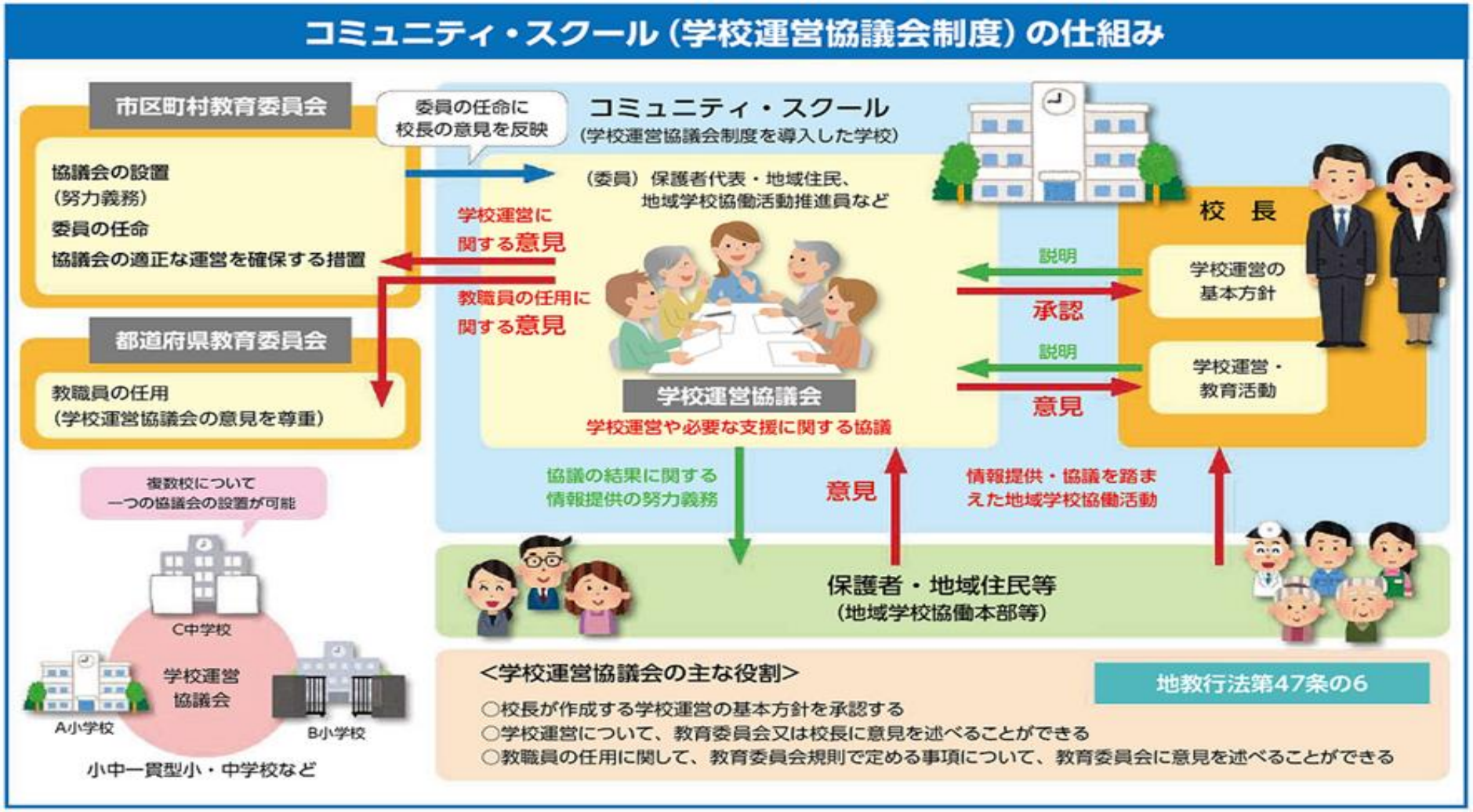
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み
市区町村教育委員会
協議会の設置
（努力義務）
委員の任命
協議会の適正な運営を確保する措置
都道府県教育委員会
教職員の任用
（学校運営協議会の意見を尊重）
委員の任命に
校長の意見を反映
コミュニティ・スクール
（学校運営協議会制度を導入した学校）
（委員）保護者代表・地域住民、
地域学校協働活動推進員など
学校運営に
関する意見
教職員の任用に
関する意見
学校運営協議会
学校運営や必要な支援に関する協議
校　長
説明
承認
学校運営の
基本方針
説明
意見
学校運営・
教育活動
協議の結果に関する
情報提供の努力義務
意見
情報提供・協議を踏ま
えた地域学校協働活動
保護者・地域住民等
（地域学校協働本部等）
複数校について
一つの協議会の設置が可能
C中学校
学校運営
協議会
A小学校
B小学校
小中一貫型小・中学校など
<学校運営協議会の主な役割>
地教行法第47条の6
○校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
○学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
○教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

〔文科省ＨＰより抜粋〕